

宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金の手引き(令和8年度版)

令和8年3月

宮城県水産林政部
水産業基盤整備課

1. 宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金の概要

(1) 目的

東日本大震災からの復旧復興を進める中で、沿岸漁業者が希望するすべての漁船及び養殖施設の復旧が完了しましたが、県内主要養殖種の生産量は、震災前の水準まで回復していません。

その要因の一つとして、近年の海洋環境の変化により、マボヤ、ホタテガイ等の養殖生産物が生産不調となっていることがあげられており、本県の養殖生産は厳しい状況にあります。

この状況を打開するため、新たな養殖種や技術の導入、漁船漁業との複合経営化等によって、これまで行われてきた養殖生産を環境変動という新たな課題に適応させ、本県水産業の復興完遂を目指します。

(2) 事業の概要

ア 事業実施主体

○海面養殖業を営む者が所属する下記の団体
・漁業協同組合及び下部組織

○県内に住所を有し、内水面養殖業を営む者
(法人、内水面漁業協同組合も含みます。)

○その他知事が特に認めた者

イ 補助率

1/2 以内(1件あたりの補助上限額は20,000千円以内)

※養殖生産高度化支援事業においては、環境変動により養殖生産量が3割以上減少している経営体の取組や、新たな養殖種の導入に係る取組の場合は2/3以内とします。

ウ 事業内容

①養殖生産高度化支援事業

環境変動等による養殖生産や漁家経営への影響を緩和するため、新たな養殖種や養殖技術の導入、海洋観測体制の整備など、試験的な取り組みを行う団体等へ必要な設備・養殖資機材等の取得を支援します。

②養殖技術等習得支援事業

新たな養殖種や養殖技術の導入検討にあたり、先進的な取組を行っている他県等への視察による技術や知識の習得に係る経費への支援を行います。

2. 基本情報

(1) 補助事業の詳細について

事業実施主体

- 海面養殖業を営む者が所属する下記の団体(以下、漁協等)
 - ・漁業協同組合及び下部組織
 - ※下部組織とは宮城県漁業協同組合の各支所や青年部、各種養殖部会など、漁業者によって構成されるグループを指します。

- 県内に住所を有し、内水面養殖業を営む者(以下、内水面養殖業者等)
(法人、内水面漁業協同組合も含みます。)

- その他知事が特に認めた者

(2) 補助対象となる事業

- 宮城県内において、漁協等の組織が、「既存の養殖種(※1)」から新たな養殖種や養殖技術の導入によって、今般の環境変動による影響へ対応する試験的な取り組みに必要な経費を補助します。

- 宮城県内において、内水面養殖業者等が、「既存の養殖種(※2)」から新たな養殖種への着業や養殖技術の導入によって今般の環境変動による影響へ対応する試験的な取り組みに必要な経費を補助します。

(※1) 「既存の養殖種は」、これまで本県沿岸において産業として実績のある下記の養殖種を指します。
ホヤ養殖、ホタテ養殖、カキ養殖、ワカメ養殖、ノリ養殖、ギンザケ養殖、コンブ養殖 など

(※2) 「既存の養殖種」は、これまで本県の内水面で実績のある下記の養殖種を指します。
サケ・マス類養殖、アユ養殖 など

(3) 交付要綱等について

当事業の補助金の交付に関しては、下記に従って実施します。

- ・宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金交付要綱
- ・宮城県補助金等交付規則

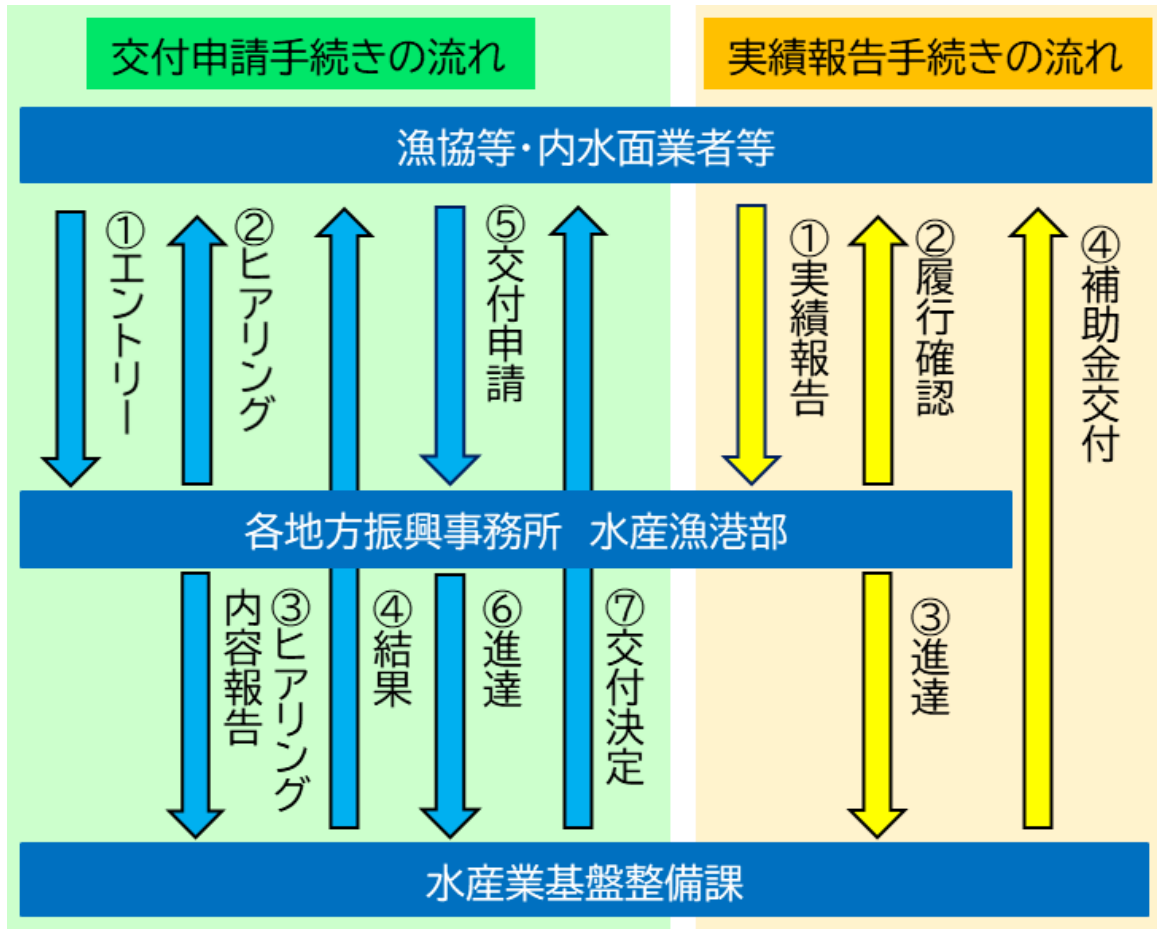
(4) 事業の対象期間

- 事業の対象期間は令和8年度です。

3. 交付申請・実績報告等の手続きについて

(1) 交付申請、実績報告の手続きフロー

交付申請書、実績報告書、その他申請書類は、所管の地方振興事務所水産漁港部を經由し、水産業基盤整備課へ提出してください。



(2) 事業の実施期間

<事業の実施期間>

令和9年3月19日まで

<実績報告書の提出期限>

事業が完了した日から1ヶ月以内または令和9年3月26日のいずれか早い日まで

※期日までに実績報告書が提出できない場合は、完了届を提出し、履行確認を受けてください。

(3) 取組状況の報告

事業の終了した年度とその後の3年間の取組状況等について効果を検証するため、実施状況報告書を水産漁港部まで提出してください。

<実施状況報告書の提出期限>

・明確な漁期がある養殖種については漁期毎の最終出荷完了から30日以内

・通年出荷している養殖種については毎年4月30日まで

(養殖種が複数あり、提出期限が異なる場合には、年度内の最も遅い提出期限に統一して提出すること)

(4) 処分の制限を受ける財産の管理

1件あたりの取得価格が50万円以上の機械、器具類は耐用年数に相当する期間、処分の制限を受けますので、財産管理台帳を作成し管理してください。

(5) 翌年度へ事業の繰り越しがある場合の手続き

遅延等報告書および年度内実績報告書を下記の期日までに提出してください。

<遅延等報告書の提出期限>

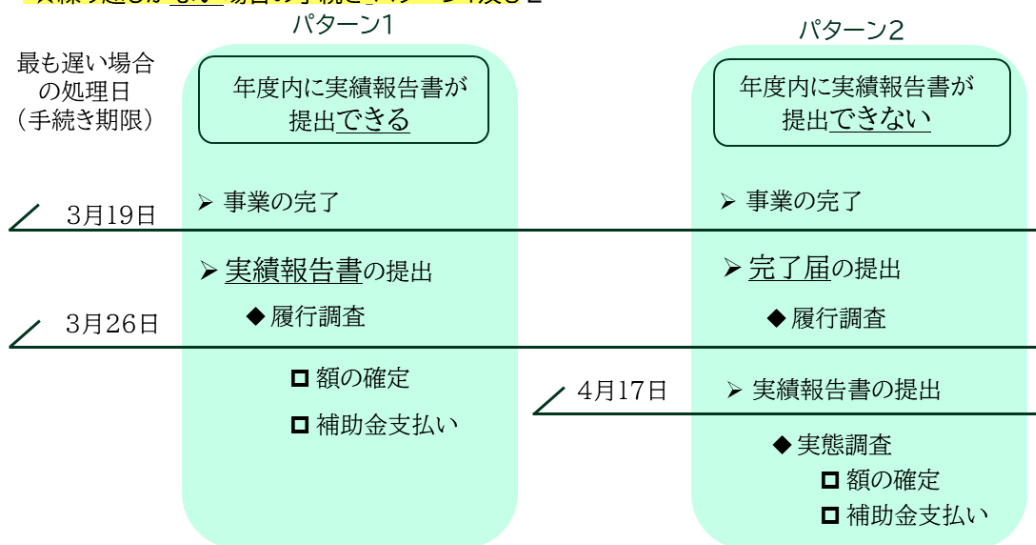
令和9年3月19日まで

<年度内>実績報告書の提出期限

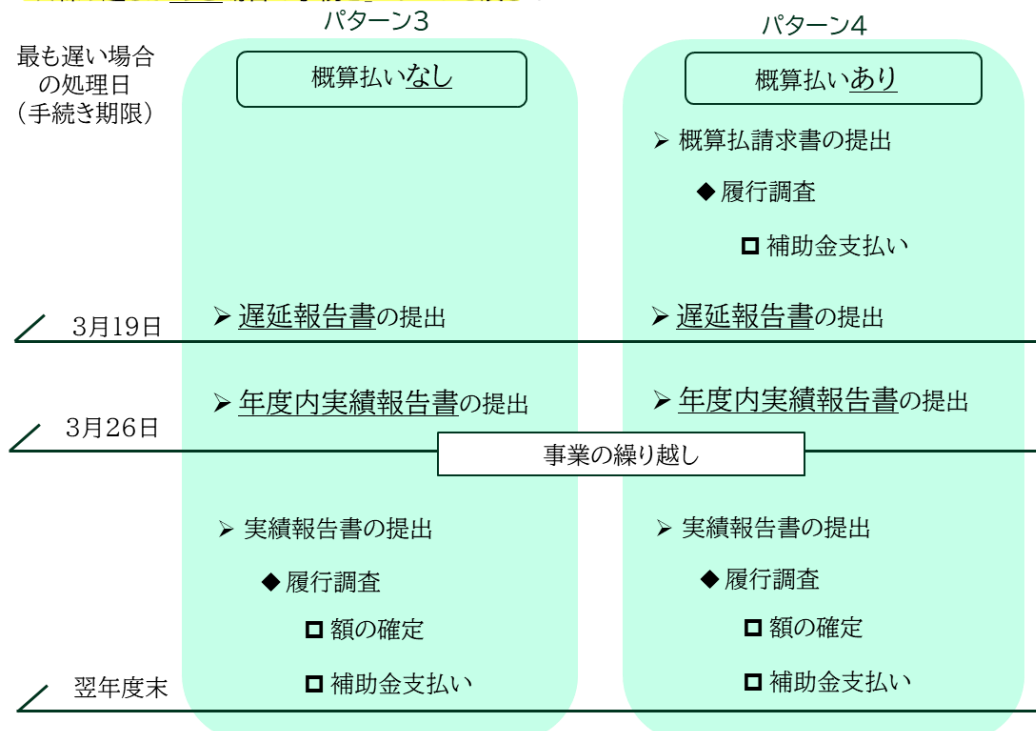
令和9年3月26日まで

- 事業実施主体
- ◆ 水産漁港部
- 水産業基盤整備課

★繰り越しがない場合の手続き パターン1及び2



★繰り越しがある場合の手続き パターン3及び4



(6)必要書類一覧

手続き	様式名	様式番号	作成単位	備考
エントリー	事業計画書	様式第2号	事業実施主体	
	養殖業者個票	別記様式第1号	漁業者	
	見積書	任意様式	取組毎	
交付申請	交付申請書	様式第1号	事業実施主体	
	事業計画書	様式第2号	事業実施主体	
	養殖業者個票	別記様式第1号	漁業者	
	瀬割図	任意様式	漁業者	取組に漁場の利用を含む場合
	見積書	任意様式	取組毎	
	納税証明書	任意様式	事業実施主体	納税義務者でない場合はその旨を記載した申立書
	誓約書	様式第3号	事業実施主体	
	役員等名簿	任意様式	事業実施主体	
事業内容等の変更	変更承認申請書	様式第4号	事業実施主体	
	事業計画書	様式第2号	事業実施主体	変更後のもの
	その他添付書類			変更があったもの
事業の中止(廃止)	中止(廃止)承認申請書	様式第5号	事業実施主体	
	中止(廃止)を説明する資料	任意様式	事業実施主体	
実績報告	実績報告書	様式第6号	事業実施主体	
	事業実績書	様式第7号	事業実施主体	
	養殖業者個票	別記様式	漁業者	
	支出を証明する書類の写し	任意様式	取組毎	
	納品書、請求書	任意様式	取組毎	
	写真		取組毎	
概算払	概算払請求書	様式第8号	事業実施主体	
消費税仕入控除税額の確定の報告	消費税及び地方消費税仕入控除税額の額の確定に伴う報告書	様式第9号	事業実施主体	
事前着手	交付決定前着手届	様式第10号	事業実施主体	
取組状況等の報告	実施状況報告書	別記様式第2号	事業実施主体	交付決定の条件として定める様式により提出
財産の管理	財産管理台帳	参考様式	事業実施主体	
事業の繰り越し	遅延等報告書	参考様式	事業実施主体	
	年度内実績報告書	参考様式	事業実施主体	

※上記の他にも、必要に応じて追加で資料の提出を求め場合があります。

4. 対象経費について

(1) 養殖生産高度化支援事業

ア 海面向け

宮城県内において、漁協等の団体が新たな養殖技術や養殖種の導入によって、環境変動による影響へ対応するための取組に必要な経費を補助します。

イ 内水面向け

宮城県内において、内水面養殖業者等が新たな養殖技術や養殖種の導入によって、環境変動による影響へ対応するための取組に必要な経費を補助します。

① 種苗購入費

環境変動に対応するために必要な新たな養殖種や養殖技術の導入に必要となる種苗の購入費。

- ・出荷・販売まで含んだ計画の場合は、成員等を試験的に出荷・販売することも可能とする。
- ・養殖用種苗の購入に係る送料も補助対象とする。
- ・導入する種苗数は、試験を実施する際に必要な範囲にて調整する。
- ・試験を計画する段階で、種苗の搬入について、漁協内及び水産業普及指導員と協議を要する。

② 資材費

環境変動に対応するために必要な新たな養殖種や養殖技術の導入に対し、試験的に取り組むために必要な資機材や、へい死を抑制するための養殖方法や付着生物等に対応した駆除方法等を試験するために必要な資機材の購入に係る経費。

- ・新たな養殖種：試験養殖施設一式、調査観測機器類
- ・新たな養殖技術の導入：試験養殖施設一式、調査観測機器類
- ・高水温によるへい死や養殖種苗確保の安定化対策：養殖用資材、種苗生産用資材、冷海水装置等
- ・付着生物の駆除等に対応した養殖方法：温湯処理機器類等

③ その他

事業の実施に要する経費で、知事が認めるもの。

ウ 対象外となる経費

対象外となる経費は以下のとおりです。

① 手数料

銀行への振込手数料や漁協の購買手数料等

(2) 養殖技術等習得支援事業

ア 対象経費

新たな養殖技術や養殖種の導入検討にあたり、先進的な取組を行っている他県等への視察による技術や知識の習得に係る以下の経費を対象とします。

① 旅費

交通費及び宿泊費の実費相当額。ただし宿泊費は国家公務員等の旅費支給規定に準じ、下表の基準額を上限とします(補助額は補助率1/2を乗じた金額以内となります)。

北海道・東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州	
都道府県	基準額	都道府県	基準額	都道府県	基準額	都道府県	基準額	都道府県	基準額	都道府県	基準額
北海道	13,000円	茨城県	11,000円	新潟県	16,000円	三重県	9,000円	鳥取県	8,000円	福岡県	18,000円
青森県	11,000円	栃木県	10,000円	富山県	11,000円	滋賀県	11,000円	島根県	9,000円	佐賀県	11,000円
岩手県	9,000円	群馬県	10,000円	石川県	9,000円	京都府	19,000円	岡山県	10,000円	長崎県	11,000円
宮城県	10,000円	埼玉県	19,000円	福井県	10,000円	大阪府	13,000円	広島県	13,000円	熊本県	14,000円
秋田県	11,000円	千葉県	17,000円	山梨県	12,000円	兵庫県	12,000円	山口県	8,000円	大分県	11,000円
山形県	10,000円	東京都	19,000円	長野県	11,000円	奈良県	11,000円	徳島県	10,000円	宮崎県	12,000円
福島県	8,000円	神奈川県	16,000円	岐阜県	13,000円	和歌山県	11,000円	香川県	15,000円	鹿児島県	12,000円
				静岡県	9,000円			愛媛県	10,000円	沖縄県	11,000円
				愛知県	11,000円			高知県	11,000円		

② 庁費

会議費(会議室や備品の使用料等)、印刷製本費(本事業に必要となる印刷物等の作成経費)、資料購入費(本事業に必要となる資料の購入経費)、消耗品費(事務用品等の購入費)等

③ 調査研究費

原材料費(試作品等の製作に必要となる原材料の購入費)、外注費(試作品等の製作にあたり、自らがまかなえない工程を外部に委託する経費)、機械リース料(試作品等の製作に必要となる機械のリース料)、コンサルティング委託費(調査(コンサルティング)を委託する経費)等

④ 報償費

外部の専門家等による指導の対価として支払う謝金等

⑤ その他

事業の実施に要する経費で、知事が認めるもの

イ 対象外となる経費

対象外となる経費は以下のとおりです。

① 手数料

銀行への振込手数料や漁協の購買手数料等

5. Q&A

Q1 閉鎖循環式陸上養殖システムを用いて事業を開始したいと考えているが、補助対象となるか。

A1 閉鎖循環式陸上養殖への着業については別事業において補助事業を実施していることから、本事業の補助対象とはしません。

Q2 漁船漁業への着業は補助対象とならないのか。

A2 本事業は環境変動に伴う養殖種の減産を補う事業となるため、漁船漁業への着業は対象外となります。

Q3 現在、ホヤ養殖業を営んでいるが、生産が不安定であるため、ワカメ養殖業へ転換したいと考えている。資機材の補助を受けることができるか。

A3 養殖種の転換は本事業での対象とはなりません。既存の養殖種ではない水産物の養殖を開始する場合や高水温環境下でも既存の養殖種が生産体制を維持するための技術等の導入に係る経費が補助対象となります。

Q4 養殖の実績がない企業等からの申請は補助対象として認められるか。

A4 海面では、漁業権の免許の無いものは、漁場を行使できないことから補助対象として認められません。

Q5 軽トラック、フォークリフトなどの車両は補助対象となるか。

A5 軽トラックやフォークリフトなどの車両は汎用性が高く、新しい養殖業への着業や、技術導入等の取組への必要性の判断が難しいことから、補助対象とはしません。

Q6 現在はワカメ養殖業を主に営み、生ワカメを出荷しているが、塩蔵ワカメへ出荷体制を変更したい。そのため作業設備が必要となるが対象となるか。

A6 本事業では環境変動へ対応するための取組が対象となりますので、単なる出荷形態の変更は補助対象外となります。収益性向上のため、生ワカメから塩蔵ワカメへと出荷形態を変更する取組は、がんばる養殖復興支援事業の要件に該当する可能性がありますので、所属の漁業協同組合へ御相談ください。

Q7 中古の設備は補助対象となるか。

A7 補助対象として差し支えありません。ただし、50万円以上のものについては、耐用年数に相当する期間中は処分できませんので、御留意願います。

Q8 今回補助対象となった養殖用資材等の所有権や管理はどのようにしたら良いのか。

A8 取得した養殖用資材等は購入者本人の所有物になりますが、遊休化など補助事業の趣旨から外れることのないよう、事業実施主体は適切に管理願います。

Q9 別表中、対象となる養殖業者は、対象となる養殖業の割合が相当程度あった経営体とされているが、相当程度とはどの程度か。

A9 全体の漁業収入に占める養殖業による漁業収入の割合が、概ね50%を超える場合には相当程度と見なされますが、50%に満たない場合にも、過去・現在の生産状況等から総合的に判断した結果、対象となる場合がありますので、個別に御相談願います。

Q10 がんばる養殖復興支援事業との併用は可能か。

A10 がんばる養殖復興支援事業は、養殖生産に係る経費を幅広く補助対象としているため、本補助金との重複が考えられます。対象経費が重複していた場合、本事業で整備した設備分の費用をがんばる養殖復興支援事業の経費から除外するなどの整理が必要になる可能性があるため、その場合は別途御相談願います。

Q11 漁船漁業復興完遂サポート事業との併用は可能か。

A11 漁船漁業復興完遂サポート事業の交付決定を受けたことのある、または受ける見通しのある場合は、本事業での交付対象とはなりません。漁船漁業復興完遂サポート事業に申請し、養殖業者であることを理由に交付対象外であるとされた場合は、本事業の補助対象になり得る可能性がありますので、個別に御相談願います。

Q12 すでに自己資金で新たな操業体制への転換を行った。この経費をさかのぼって支援対象とすることはできるか。

A12 すでに整備したものは対象外となりますが、転換後の操業体制の拡充や取組の発展に必要な設備や漁具の導入を検討している場合は別途御相談願います。また、納期等の関係で早期に着手する必要がある事案については、事前着手の手続きなど個別に御相談願います。

Q13 事前着手はいつまで認められるか。

A13 事前着手については、令和8年4月1日以降着手のものまで認められます。ただし、補助金が交付されない場合や交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

Q14 新規養殖種への着業のため、資機材等を整備したものの、養殖に失敗してしまい、生産実績がほとんどなかった。この場合、補助金を返還しなければならないか。

A14 養殖等を実践したものの、生産に失敗したことによって生産実績がなかった場合や、計画に満たなかった場合は返還の対象とはなりません。故意に過大な申請が行われないよう、実現性のある規模での申請に留めてください。

なお、虚偽の申請があった場合は、補助金返還の対象となる場合がありますので、御留意願います。

Q15 交付申請時に計画した養殖施設の規格等を変更したい。申請金額は変わらないが手続きは必要か。

A15 規格等の変更合理的な理由があり、補助目的に変更をもたらさない範囲の軽微な変更であれば、変更承認申請書の提出は不要ですが、適宜判断しますので個別に御相談願います。

Q16 今回は試験的な取り組みを支援するものであるが、試験の範囲とは具体的に基準があるのか。

A16 明確な基準は設けませんが、ヒアリングの中で精査します。

Q17 試験的な取り組みに対して、報告する義務等はあるのか。

A17 本事業の趣旨は環境変動の減産に対する取組の確認であることから、事業を活用した場合は報告義務が生じます。

Q18 今回の補助事業に漁業者単体で申請することはできないのか。

A18 内水面漁業者等であれば漁業者単体で申請が可能ですが、海面において養殖業を営んでいる場合は漁協等の団体を經由しての申請となります。

Q19 何人の取組までが補助対象となるのか。

A19 申請主体の中での人数制限は設けませんが、申請1件あたりの補助上限額は決まっているため、留意願います。また、区画漁業権内での取組となるため、漁協等の管理の下、トラブルが発生しないよう務めてください。

Q20 支援を受けられる資材にはアンカーなども含まれるのか。

A20 補助対象となる資材は原則、新しい技術や養殖種の導入に必要な資材に限りませんが、対象の範囲は取組内容から判断しますので、個別に御相談願います。

Q21 ノリの生産業者で協業体を組織している。高水温対策になる取組を検討しているが、ノリの協業体は実施主体になるか。

A21 ノリの協業体も事業実施主体となりますが、原則、協業体が所属している漁業協同組合経由で申請書を提出いただきます。養殖業者個票など、所属している組合等に協力いただく書類もあることから、事前に所属している漁業協同組合へ御相談願います。

Q22 漁業協同組合を通じて技術導入の補助を受けたいが、同時に青年部で行う新たな養殖種への着業にも取り組みたい。どちらの経費に対しても補助を活用することは可能か。

A22 両方の取組に参加し、活動していただくことは構いませんが、1人で補助上限額を超える金額を受け取ることはできませんのでご注意ください。

Q23 現在ノリの養殖を営んでいるが、新しくカキの養殖を開始したい。カキへの転換は高水温対策であるため支援対象となるのではないか。

A23 養殖種の転換は対象外とします。

Q24 環境変動により低気圧が頻発化していると考えている。その低気圧への対策として耐波性の高い養殖筏用資材を導入したいと考えているが、補助対象となるか。

A24 環境変動と低気圧についての因果関係を明確にできないことから対象外とします。

Q25 令和7年度事業で深吊り用のロープを導入した。令和8年度に同じ物を規模を拡大して申請することはできるか。

A25 既に補助を受けた資材と同じ用途の資材は補助対象にはなりません。別の取組を実践する場合は、採択の優先度は下がりますが、対象となる可能性があるため、管轄の水産漁港部へご相談ください。